

所管事項調査に関する資料②

目次	ページ
1 「（仮称）長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」の制定 に向けた取組みについて……………	1 ～ 9
2 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について……………	10 ～ 13
3 訴訟の現況について……………	14
4 令和2年度指定管理者制度の状況について……………	別冊

「(仮称)長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」の制定
に向けた取組みについて

1 動物愛護管理行政を取り巻く現状と課題 (資料1参照)

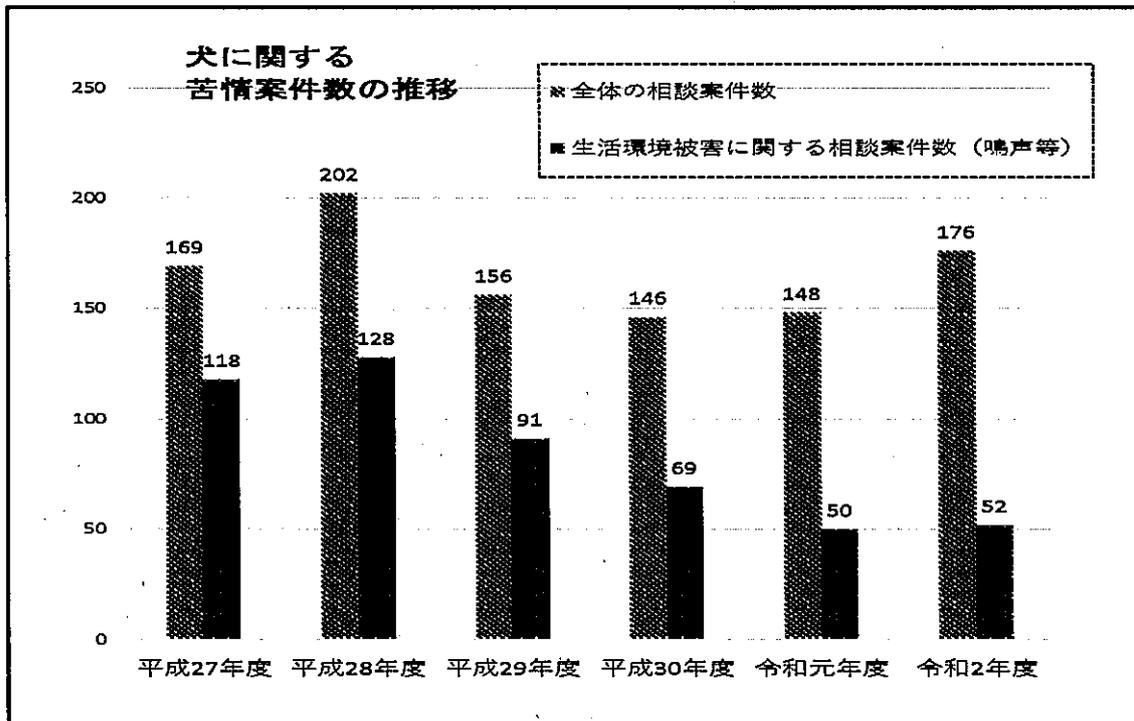
(1) 現状

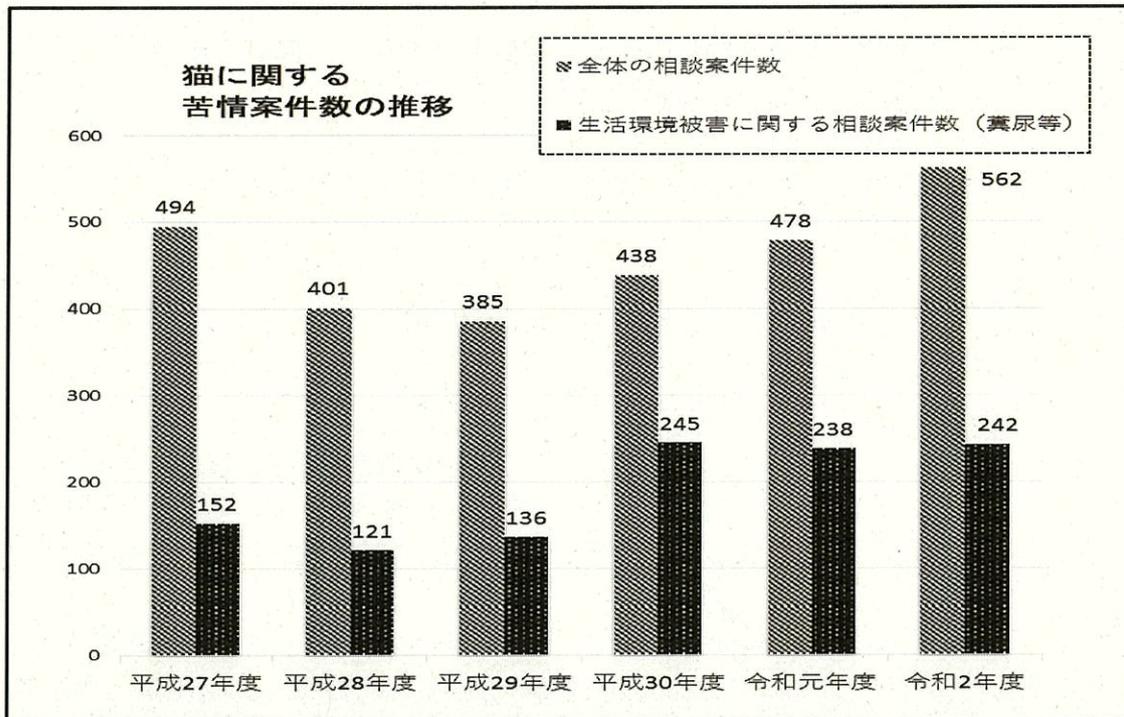
近年、少子高齢化や核家族化に伴い、犬猫等のペットは生活に癒しや心の豊かさをもたらすとともに、家族の一員としてより深い関わりを持つようになってきた。

その一方で、多頭飼養の崩壊をはじめ、飼養放棄や遺棄、虐待、身近なものとして、猫の放し飼いや野良猫への無責任な餌やり行為による糞尿被害、犬の散歩時の糞尿の放置や犬の鳴き声等の生活環境被害に関する苦情が後を絶たない状況となっている。

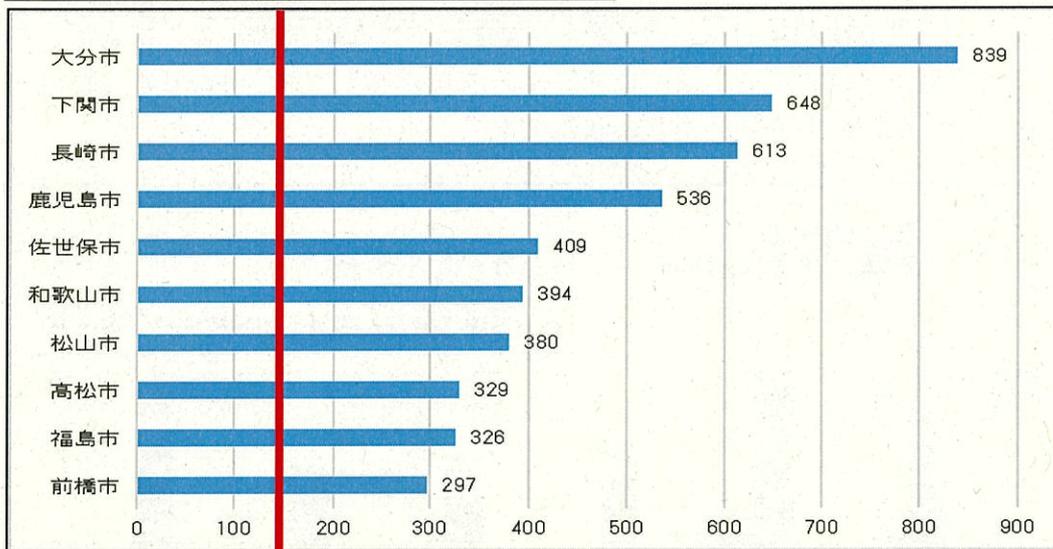
また、長崎市は、気候が温暖で、港町、斜面地で空き家や空き地が多く、猫の生育に適した環境に加え、野良猫への無責任な餌やり行為や猫の放し飼いをする者が多く、野良猫を含む猫の生息数が多い状況となっている。

特に、野良猫への無責任な餌やり行為に伴う繁殖が、地域の生活環境被害をもたらす大きな原因となっており、民家の庭等に野良猫が入り込んで出産した子猫を動物管理センターに持ち込む事例が多く、猫の引取り数及び殺処分数は中核市の中で極めて多い状況である。





令和元年度 猫の殺処分が多い中核市 10市



※中核市平均 145 頭

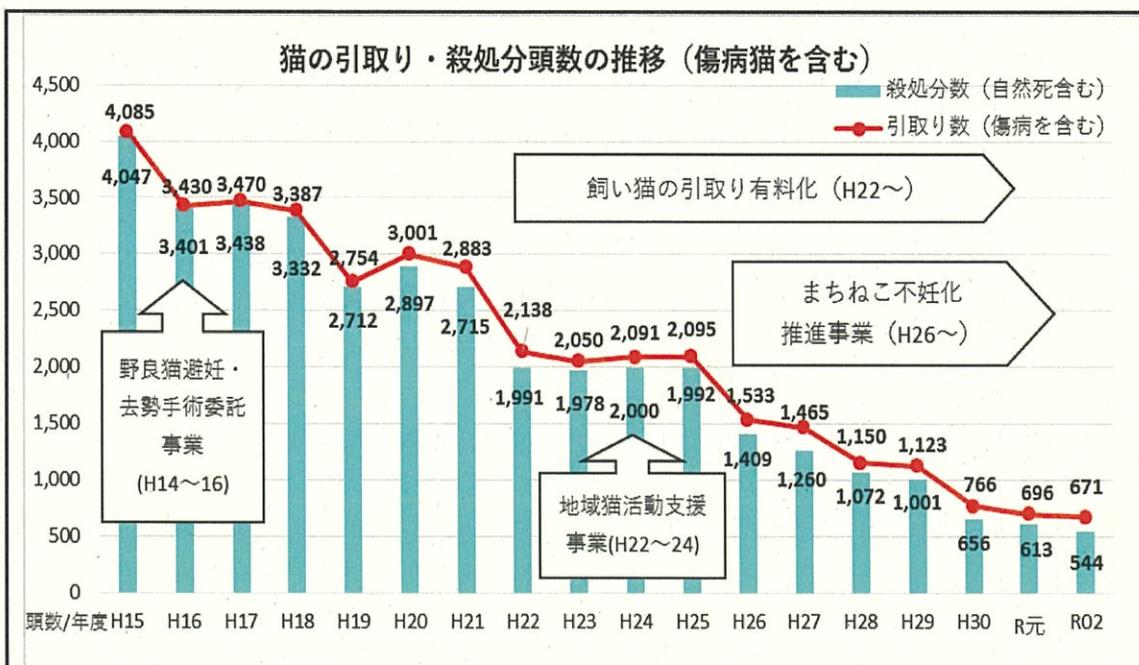
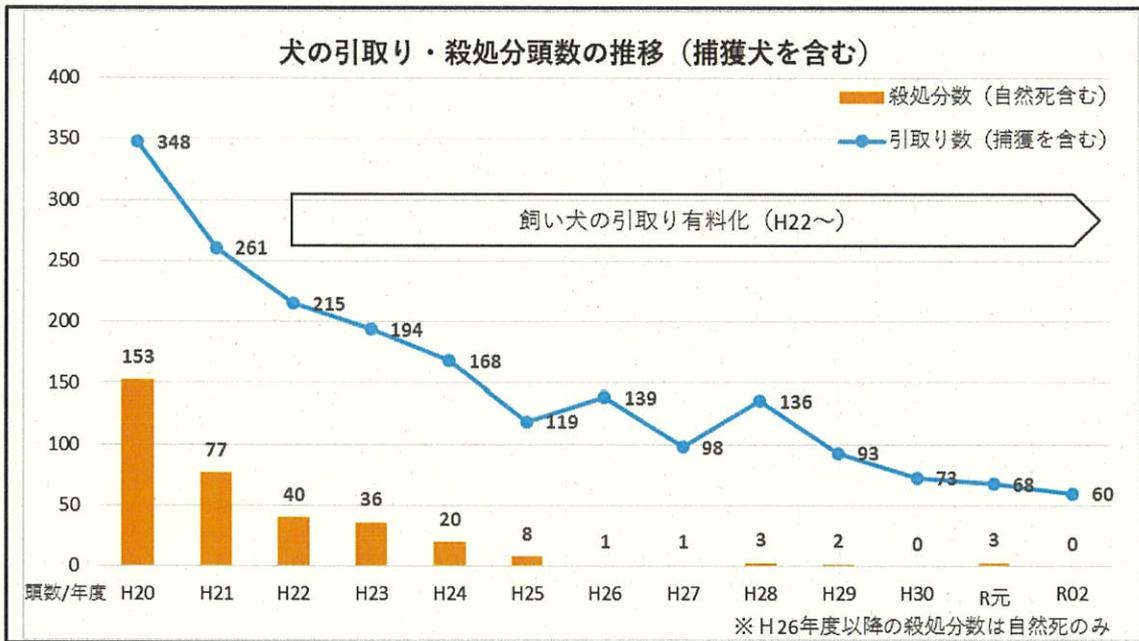
(2) 課題

長崎市として、市民の動物愛護の意識の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するため、飼い主等への指導や啓発、広報誌等による適正飼養の周知、譲渡会及び動物愛護週間におけるイベント開催、野良猫の不妊化手術費の助成等に、長崎県獣医師会長崎支部及

び市内の動物愛護ボランティア団体と協働し、取り組んでいる。

その結果、犬猫の引取り数及び殺処分数は減少し、犬の殺処分数（自然死含まず。）は、平成26年度からゼロとなっている状況である。

しかしながら、依然として、猫の引取り数や殺処分数については、中核市の中で極めて多い状況であり、野良猫への無責任な餌やり行為をしている者に指導等を重ねても、効果的な改善が図られない憂慮すべき状況に加え、多頭飼養の崩壊事例が発生する等の課題が生じている。



(3) 課題解決に向けた取り組み

これらの課題解決に向け、これまでの取り組みに加えて、次の施策の推進に取り組む必要がある。

① 市民の動物愛護の意識の更なる高揚

動物の命を尊重し、自制的、人道的に考えて動物との関わりに配慮する動物愛護の精神を、市民の間に醸成し、生きとし生けるものへの共感を育て、弱者の立場も理解できる健全な社会性を育み、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するため、動物愛護の意識の向上を図る。

② 動物の適正飼養（飼い主の責務）の周知

飼い主の責務として、飼養する動物が健康で安全、安心して快適に暮らせるよう、また、人に迷惑を掛けないよう適正飼養の普及啓発を行う。

③ 野良猫への無責任な餌やりの規制

野良猫の繁殖抑制及び地域の生活環境被害の抑制のため、野良猫に給餌する際のルールを定め、野良猫への不適切な餌やりを規制する。

④ 飼い主等への指導や助言

動物の飼養や給餌等に起因する周辺的生活環境が損なわれている事態や虐待が疑われる事態に対し、飼い主等に指導や助言を行う。

⑤ 多頭飼養の届出制の導入

多頭飼養者の状況を把握し、周辺的生活環境被害、動物を衰弱させる等の動物虐待等を防止するため、犬猫合計 10 頭以上の飼い主を対象に多頭飼養の届出義務を課する。

これらの施策について、市民への周知を図り、施策の実施に積極的に取り組む必要があることから、「(仮称)長崎市動物の愛護及び管理に関する条例(案)」を制定する。

2 条例(案)の目的及び基本理念について(資料2参照)

(1) 目的

動物の愛護及び管理に関する基本理念を定め、関係者(市、市民、飼い主及び飼い主になろうとする者等)の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策を推進することにより、市民の動物愛護の意識の高揚及び適正飼養

の普及啓発を図り、人と動物の共生社会の実現に資することを目的とする。

(2) 基本理念

ア 市及び市民は、動物は命あるものであり、その命は尊ぶべきものであることを共に認識した上でそれぞれの責務を果たさなければならない。

イ 市及び市民は、協働して、人と動物の共生社会の実現に取り組まなければならない。

3 条例（案）の概要について

(1) 総則

ア 目的 イ 用語の定義 ウ 基本理念

エ 市、市民、飼い主、飼い主になろうとする者の責務

(2) 動物の適正な取扱い

ア 飼い主の遵守事項（犬・猫等） イ 給餌者の責務等

ウ 飼い主のいない猫に対する取組みへの支援 エ 多頭飼養の届出

オ 周辺的生活環境の保全等に係る措置

(3) 犬の抑留等

ア 犬の抑留・拘留の告示等 イ 収容した動物に対する治療等

ウ 動物の譲渡

(4) 調査、命令等

ア 報告の徴取及び立入調査 イ 措置命令

(5) 雑則、罰則

ア 動物愛護管理員の設置 イ 委任 ウ 罰則

(6) その他

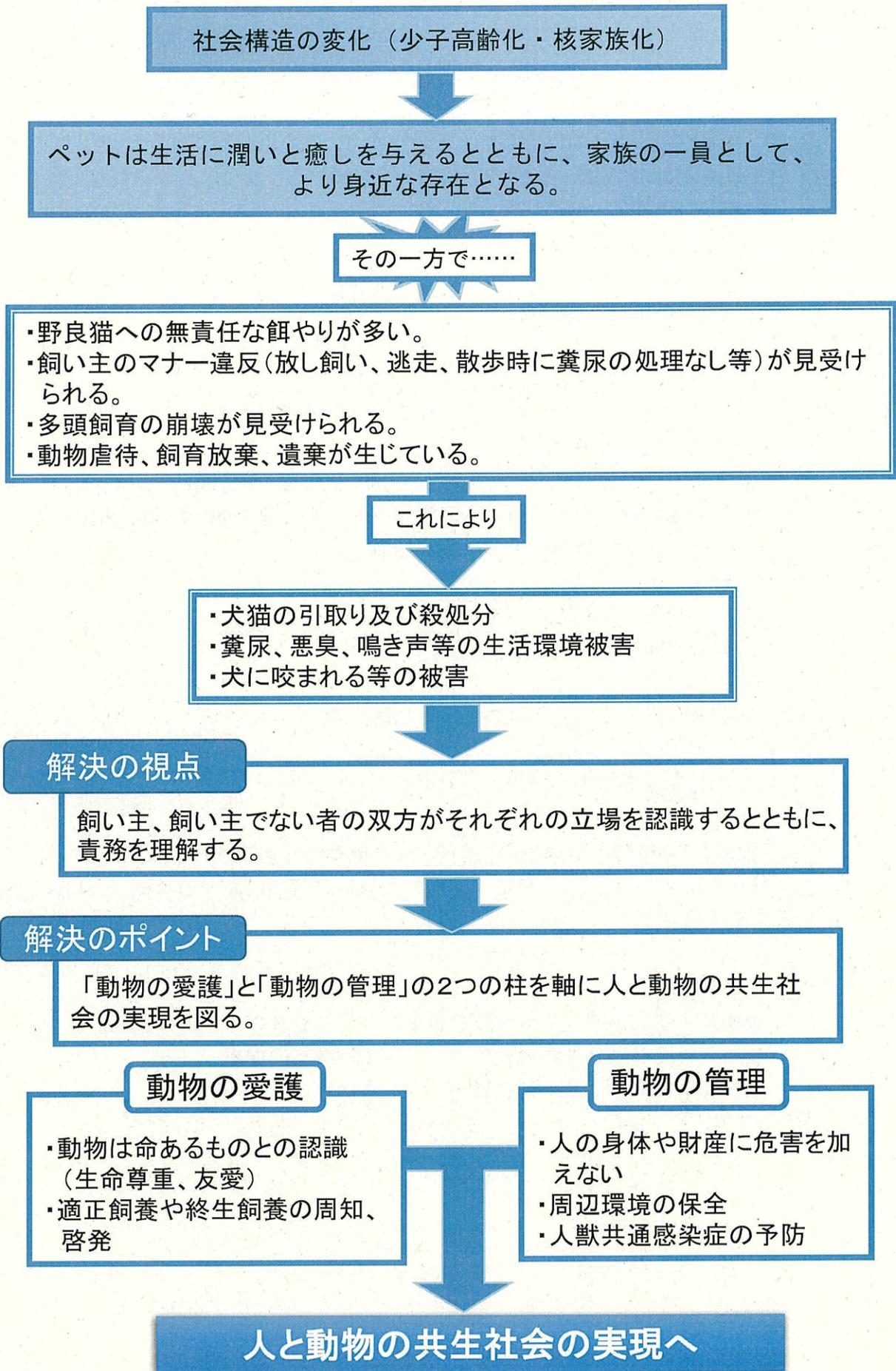
現行の「長崎市犬取締条例」及び「長崎市動物愛護管理員の設置に関する条例」の規定を「(仮称)長崎市動物の愛護及び管理に関する条例(案)」に統合して規定する。

4 今後のスケジュール

令和3年度上半期（7～8月を想定）パブリックコメントの実施

令和3年度中（2月議会を想定）条例議案の提案

令和4年度中（7月1日を想定）条例施行



これまでの取組み

動物の愛護

- ・犬猫の譲渡会の実施
- ・ホームページによる収容犬猫の紹介
- ・ツイッターによる迷子情報の送信

- ・動物愛護週間(9/20～9/26)におけるイベントの開催
- ・広報誌等による適正飼養の啓発
- ・野良猫の不妊化手術費の助成(まちなこ不妊化推進事業)

動物の管理

- ・飼い主や餌やり行為者への口頭や書面による指導や啓発
- ・狂犬病予防注射と飼い犬の登録の周知、啓発
- ・犬のしつけ方教室の実施

しかしながら

- ・指導や啓発を行っても、十分な効果が得られない(指導、助言の法的権限無し)。
- ・猫の引取り数や殺処分数は減少しているが、他都市と比べると多い。
- ・多頭飼養崩壊の発生

人と動物の共生社会の実現に向け、これまでの取組みに加えて、次の施策を推進する必要がある。

①動物愛護の意識の更なる高揚

- ・飼い主や飼い主でない者等の立場や役割の理解
- ・動物は命あるものとの意識の共有

②動物の適正飼養(飼い主の責務)の周知

- 健康で安全に暮らせるよう、人に迷惑をかけないよう適正飼養について周知

③野良猫への無責任な餌やりの規制

- ・適切な餌やりのルール化
- ・地域猫活動への誘導

④飼い主等への指導、助言(指導、助言の権限付与)

- 餌やり行為者や虐待が疑われる飼い主等への助言、指導に実効性を持たせる。

⑤多頭飼育の届出制の導入

- ・犬猫合計で10頭以上を飼養する飼い主が対象
- ・多頭飼育者への助言、指導の実施

条例(案)の制定により、市民への周知を図り、施策の実施に積極的に取り組む。

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例 (案)」の構成図

目的

人と動物の共生社会の実現

市民の動物愛護の精神の高揚

人の生命、身体及び財産への危害防止

基本理念

市及び市民は、動物の命は尊ぶべきものであることを認識した上でそれぞれの責務を果たさなければならない。

市及び市民は、互いに連携を図り、協働して、人と動物の共生社会の実現に取り組む。

関係主体の責務

市

- 条例の目的達成のため、動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、実施に努める。
- 施策の実施のため、施設等の整備を含め、必要な財政上の措置を講じるよう努める。

市民

- 市が実施する動物愛護に関する施策に協力するよう努める。

関係主体の役割

飼い主

- 動物の健康及び安全保持
- 周辺の生活環境の保全
- 適切な給餌、給水(動物)
- 逃走防止措置(特定動物)等
- 適正飼養、終生飼養
- 不妊去勢手術等の必要な措置
- 係留(犬) ■ 屋内飼い(猫)

市民

動物愛護の精神の高揚

給餌者

- 周辺の生活環境に悪影響を及ぼさない適切な給餌
- 周辺に生活環境被害を及ぼす不適切な給餌の規制
- 不妊去勢手術等の必要な措置

飼い主になろうとする者

- 生態や習性等の知識の習得
- 終生飼養ができるかの慎重な判断(終生飼養が可能な動物の選択)

市

- 動物愛護の意識の更なる高揚に向けた取組み
- 動物の適正飼養(飼い主の責務)の周知
- 野良猫への無責任な餌やりの規制
- 飼い主等への助言、指導
 - ・ 動物の飼養に際し、周辺の生活環境が損なわれているときや虐待の恐れがあるとき
 - ・ 多頭飼養の飼い主(犬猫の健康保持、周辺の生活環境保全)
- 多頭飼養の届出制の導入(犬猫合計 10 頭以上の飼い主が対象)
- 飼い主のいない猫に対する取組みの支援
- 犬の抑留・抑留の告示等
- 収容した動物に対する治療等
- 動物の譲渡
- 動物愛護管理員の設置
- 命令、罰則
 - ・ 条例の施行に必要な限度において、飼い主等への必要な報告の徴取、立入調査の実施
 - ・ 措置命令(犬の飼い主の遵守事項違反)
 - ・ 罰則(措置命令違反等)

資料 3

中核市（62市）における動物愛護条例の制定状況について（R3.6.1現在）

中核市名	名称	公布日	施行日
1 旭川市	旭川市動物の愛護及び管理に関する条例	R3.3.24	R3.4.1
2 山形市	山形市動物の愛護及び管理に関する条例	H30.12.21	H31.4.1
3 いわき市	いわき市動物の愛護及び管理に関する条例	H20.12.26	H21.4.1
4 前橋市	前橋市動物の愛護及び管理に関する条例	H20.12.12	H21.5.5
5 高崎市	高崎市動物の愛護及び管理に関する条例	H22.12.17	H23.4.1
6 水戸市	水戸市動物の愛護及び管理に関する条例	R元12.23	R2.4.1
7 八王子市	八王子市動物の愛護及び管理に関する条例	H26.9.24	H27.4.1
8 川口市	川口市動物の愛護及び管理に関する条例	H30.3.29	H30.10.1
9 船橋市	船橋市動物の愛護及び管理に関する条例	H14.12.27	H15.4.1
10 柏市	柏市動物の愛護及び管理に関する条例	H19.12.26	H20.4.1
11 甲府市	甲府市動物の愛護及び管理に関する条例	H30.12.26	H31.4.1
12 豊橋市	豊橋市動物の愛護及び管理に関する条例	H13.3.30	H13.4.1
13 豊田市	豊田市人と動物の共生社会の推進に関する条例	H27.3.26	H27.4.1
14 岡崎市	岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例	H14.12.19	H15.4.1
15 一宮市	一宮市動物の愛護及び管理に関する条例	R2.12.21	R3.4.1
16 岐阜市	岐阜市市民と動物の共生社会の推進に関する条例	H28.9.27	H29.1.1
17 倉敷市	倉敷市動物の愛護及び管理に関する条例	H13.12.27	H14.4.1
18 福山市	福山市動物愛護管理条例	H11.3.23	H11.4.1
19 鳥取市	鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例	H29.12.22	H30.4.1
20 松江市	松江市動物の愛護及び管理に関する条例	H29.12.19	H30.4.1
21 松山市	松山市動物の愛護及び管理に関する条例	H16.3.22	H16.7.1
22 鹿児島市	鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例	R2.3.18	R2.6.1
23 那覇市	那覇市動物の愛護及び管理に関する条例	R3.3.22	R3.6.1

感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について

前回の所管事項調査以降に開催された会議等については、次のとおり。

1 長崎大学における感染症研究拠点整備に関する地域連絡協議会

(1) 目的・委員構成等

設置者	長崎大学
設置日	平成28年4月1日
設置目的	検討状況に関する情報の地域住民への提供を行うとともに、地域住民の安全・安心の確保等について協議。
委員構成	近隣連合自治会長・自治会長（7名） その他地域住民等（公募委員）（5名） 学識経験者・専門家（7名） 行政（長崎県医療政策課長・長崎市地域保健課長）（2名） 長崎大学（長崎大学感染症共同研究拠点副拠点長ほか）（7名）

(2) 直近の開催状況

回数	日時	主な議題
第35回	令和3年3月17日（水） 17時30分～19時00分	① 報告事項について ② 安全管理に関する検討状況について
第36回	令和3年5月31日（月） 17時30分～19時30分	① 令和3年度地域連絡協議会委員について ② 報告事項について ③ 委員からの質問・意見への回答について ④ 安全管理に関する検討状況について
第37回	令和3年6月2日（水） 10時00分～15時00分 （午前の部 10時～12時 午後の部 13時～15時）	① 感染症共同研究拠点実験棟視察

(3) 主な意見等

【第 35 回】

長崎大学より建設工事の進捗状況、安全管理に関する検討状況などについて説明がなされた。

- 建物工事が完了し、北側の法面成形、手すり工事など一部外構工事を進めている。7月末まで引き続き試運転調整を行う。
- 感染症法には、排気、排水、物品を実験室から持ち出す場合には全て滅菌等を行うことという決まりがある。
- 施設の運用や動物実験に関するリスクアセスメントの結果を踏まえた安全管理対策として必要な安全管理の原則。

委員からの質問・意見も含め、主な質疑は次のとおり。

質問・意見	<p>① BSL-4 実験室で実験したウイルスの液体を、例えば BSL-3 や BSL-2 実験室で次の段階の実験をするために移すときにはウイルスを不活化させないと持ち出せないということは分かるが、不活化したとみなして BSL-3 や BSL-2 実験室に移した場合、それが仮に不活化が不完全であったとしても BSL-3 や BSL-2 実験室の中できちんと不活化処理されるなど何重もの安全対策が講じられるのか。</p> <p>② 実験後の廃棄物は滅菌して実験室外に出して産廃業者に引き渡されマニフェスト付きで処分されるということであるが、最終処分を行う産廃業者について、例えば社内監査や自主監査をした結果を大学にフィードバックさせるとか、実験で使ったものがきちんと処分されていることが分かるような途中の検査とか、管理とか、そういったものは何かあるのか。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症で未知の感染症やウイルスなどに注目が集まっているが、長崎大学の BSL-4 施設が完成に近づいていることについて、例えば政府内でいよいよだねとか、非常に期待しているとか、そういった話題があれば教えて欲しい。</p>
回答	<p>① BSL-4 実験室からは完全に不活化した状態で外に出す。その行き先は BSL-3 実験室、BSL-2 実験室であることもある。BSL-3 実験室や BSL-2 実験室で実験に使用したものは全て高圧蒸気滅菌器にかけて、産業廃棄物として廃棄している。そんなことは起こらないが、仮に感染性が残っていたとしても、そこでもまた滅菌するのでその段階では間違いなく不活化される。</p>

回 答	<p>② 全て廃棄物処理の法律に基づいた手続で行われ、マニフェスト伝票が全て作成され長崎大学に戻ってくることになっており、途中で長崎大学が介入して一つ一つ確認することは考えていない。ご心配のところは重々受け止めなくてはいけないことだと思うが、どういうやり方ができるかはまた別なことになると思う。施設から出したものがきちんと処分されるということは重要なことであるし、きちんと処分されたことが確認されて初めて安心できる。</p> <p>③ 前大臣が現職の大臣のときに視察に来られたり、別の大臣も来られたりした。来月も2人、大臣クラスの議員が視察を要望されており、政府も含めて国の期待の大きさだと思っている。</p>
--------	---

(4) 今後のスケジュール等 (予定)

回数	日時	主な議題
第38回	令和3年7月19日(月)	未定

長崎大学では、地域連絡協議会の報告会、自治会・関係団体等への説明会、市民公開講座等を随時開催予定としている。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、人を集めての報告会や説明会等の開催が困難な状況となっているが、最近では、本年5月22日にオンラインによる市民公開講座を開催している。

さらに、地域連絡協議会の報告等については、議論の内容等をまとめた「BSL-4 Report」を発行し、近隣にお住まいの方にポスティングする他、「Nプラス」などの紹介パンフレットを発行することで市民の理解促進に努めている。

2 長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会

(1) 目的・委員構成等

設置者	文部科学省
設置日	平成29年3月15日
設置目的	大学が実施する安全性の確保と住民の理解などに向けた取組について第三者の立場からチェックする。
委員構成	千葉大学真菌医学研究センター所長 学院大学建築学部教授 国立研究開発法人国立環境研究所特任フェロー 東京大学名誉教授 日本大学危機管理学部教授 早稲田大学理工学術院教授

西村あさひ法律事務所弁護士 大阪大学コミュニケーション・デザインセンター教授 順天堂大学大学院医学研究科教授
--

(2) 直近の開催状況

回数	日時	主な議題
第9回	令和3年3月5日(金) 13時00分～15時00分	① 感染症共同研究拠点実験棟 (BSL4 施設) 建設工事の状況について ② 安全確保の方策等に関する検討状況について ③ 地域における理解促進に向けた取組について

(3) 主な意見等

長崎大学より建設工事の進捗状況、安全確保の方策等に関する地域連絡協議会等での検討状況、地元説明会や市民公開講座等の地域理解活動について説明がなされた。

委員からの質問・意見も含め、主な質疑は次のとおり。

質問・意見	<p>① 工事期間中のセキュリティの状況はどうなっているのか、また建設現場そのものの立ち入りのセキュリティ、立ち入り規制はどうなっているのか。</p> <p>② 施設の維持管理をしっかりとした業者に任せるのは当然だが、BSL-4 の建物の図面を開示することができないので、随意契約で、同じ業者に継続的にということになりがちである。そうすると、契約金額も落ちないなんていう問題もあるが、それ以上に、新しい刺激が外から入ってこないということになりがちである。かなり先の話になるが、施設の維持管理で、どうやって半分情報開示しながら適切な業者を選び続けるかということが、非常に難しい問題として今後、出てくると思う。ぜひともお考えいただければと思う。</p>
回答	<p>① 受注した建設会社と秘密保持契約を当初から結んでいる。工事を進める上でいろいろな知り得た情報については、社内全体を挙げてしっかり秘密保持に努めてもらうようにして進めている。また、この建設工事の周辺は、基礎工事が始まる前から3メートルの鉄板による仮囲いを行い、3か所の入構ゲートを設置しているが、ここには1人ずつガードマンを立てて、立哨警備をしながら工事を進めている。</p>